

7. 全体会議・外部評価委員会

7. 1 活動報告

第1回(令和5年度第1回)「三浦半島断層群(主部/武山断層帯)における重点的な調査観測」全体会議 議事概要

日時 令和5年9月5日(火) 13時30分～16時00分
場所 東京大学地震研究所1号館3階会議室およびZoom
議事 1. 「三浦半島断層群(主部/武山断層帯)における重点的な調査観測」の全体計画について
2. 各サブテーマの調査観測計画と令和5年度のこれまでの実施状況について
3. その他

第2回(令和5年度第2回)「三浦半島断層群(主部/武山断層帯)における重点的な調査観測」全体会議 議事概要

日時 令和6年3月5日(火) 13時30分～16時00分
場所 東京大学地震研究所1号館3階会議室およびZoom
議事 1. 令和5年度の調査観測の成果及び令和6年度の計画について
2. その他

第1回(令和5年度第1回)「三浦半島断層群(主部/武山断層帯)における重点的な調査観測」外部評価委員会 議事概要

日時 令和6年3月5日(火) 16時10分～17時00分
場所 東京大学地震研究所1号館3階会議室
議事 1. 「外部評価委員会の役割、構成について及び委員長の選任
2. 令和5年度「三浦半島断層群(主部/武山断層帯)における重点的な調査観測」についての評価
3. その他

「三浦半島断層群（主部／武山断層帯）における重点的な調査観測」外部評価委員会規則

令和5年6月15日制定

（趣旨）

第1条 この規則は、科学技術基礎調査等委託事業「三浦半島断層群（主部／武山断層帯）における重点的な調査観測」を適切かつ効果的に推進するため、外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について定めるものとする。

（目的）

第2条 委員会は、外部有識者を評価委員（以下「委員」という。）として招聘し、本プロジェクトの進捗状況の把握・評価・改善提言・指導等を行うことを目的とする。

（任務）

第3条 前条に定める目的を達成するため、委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- （1）本プロジェクトに関わる研究計画や実施状況及び研究成果に関すること
- （2）事後評価に関すること
- （3）その他、研究推進に関わる事項に関すること

（構成）

第4条 委員会の委員は、次に掲げる各分野における有識者の中からそれぞれ1名以上を東京大学地震研究所長が委嘱する。

- （1）変動地形学
- （2）地震学
- （3）強震動地震学
- （4）防災

2 必要に応じて、オブザーバーの参加を認める。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（任期）

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第7条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(研究支援組織)

第8条 調査・研究の円滑な推進と有機的な連携を保つため、東京大学地震研究所（以下「研究所」という。）に研究支援組織を持つものとする。

(庶務)

第9条 委員会の事務は、研究所において実施する。

(委員会の期限)

第10条 委員会の期限は本プロジェクトの終了までとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附則

- 1 この規則は、令和5年6月15日から施行する。
- 2 この規則の施行によって委嘱された最初の委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

7. 2 外部評価委員会構成員

1. 外部評価委員

国立大学法人千葉大学大学院理学研究院	宮内 崇裕 (委員長)
国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院 工学院大学建築学部	田所 敬一
国立大学法人静岡大学防災総合センター	久田 嘉章
	北村 晃寿

2. オブザーバー

(委託元)	文部科学省研究開発局地震・防災研究課
(委託・再委託機関)	研究代表者、各サブテーマ責任者